

フレックス工期制度の試行について

公益財団法人東京都都市づくり公社が発注する建設工事の一部において、受注者が一定の期間内で工事着手日を設定できるフレックス工期制度を試行することとする。

1. 試行対象工事

平成28年3月1日以降に公表する当初工期120日以上工事の内から指定する。

2. フレックス期間

契約締結の日の翌日から、当初工期の概ね10パーセント以内かつ30日を超えない範囲で当公社が指定する期間をいう。

3. 監理技術者及び主任技術者の取扱い

(1) 工事希望申込時における配置予定技術者の条件

当該工事案件の工事着手日において、他の工事に従事していないこと。

(2) 契約締結日から工事着手日の前日までの期間

- 1) 受注者は、監理技術者及び主任技術者（以下「監理技術者等」という。）の配置を要しない。また、現場代理人の配置も要しない。
- 2) 受注者は、工事着手及び工事準備の業務を行わないこと。

(3) 工事着手日以降

受注者は、監理技術者等を配置すること。

	契約期間	
	契約確定日から 工事着手日まで	工事着手日から 工期末まで
監理技術者等の特定	不要	必要
監理技術者等の配置	不要	必要
工事着手等の業務	不可	可能

4. 手続等

(1) 監理技術者等

- 1) フレックス工期制度を活用した工事契約を受注した者は、契約締結日から10日以内に工事实績情報システム（コリンズ）へ監理技術者等を登録し、工事着手日から配置すること。

2) 監理技術者等を配置できなくなった場合は、「公社発注工事における
監理技術者等の要件について」により手続きをすること。

(2) 工事着手日の決定

1) 受注者は、別に定める工事着手日通知書により、契約締結までに工事
着手日を当公社契約担当部署に通知しなければならない。

2) 契約締結までに受注者から工事着手日通知書の提出がなかった場合は、
契約締結の日の翌日を工事着手日とする。

(3) 契約保証期間

契約締結の日の翌日から工期末までを対象とする。

(4) 前払金

工事着手日以降請求できるものとする。

(5) 工期末

工期末は、工事着手日によらず一定とする。

5. 必要事項の明示

フレックス工期制度を適用して工事を発注する際は、発注予定表及び特記仕
様書に次に掲げる事項を明示する。

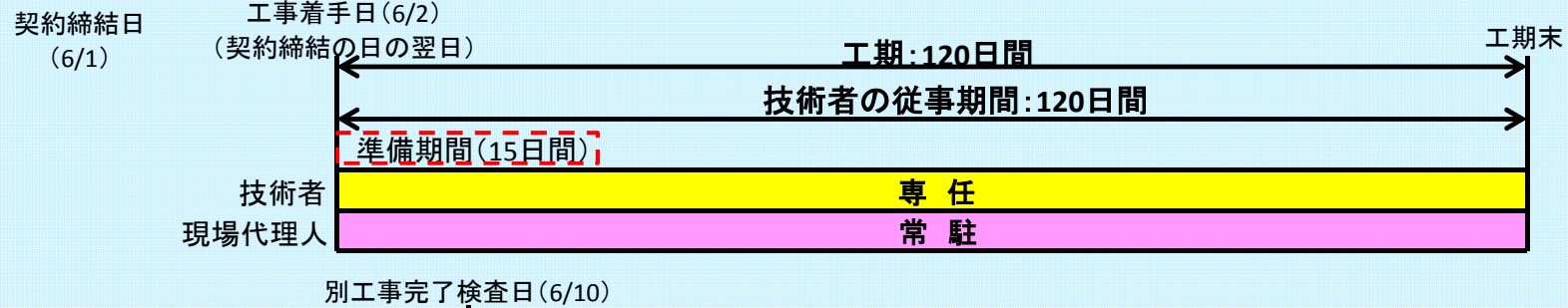
- 1) フレックス工期制度を適用する工事であること
- 2) フレックス適用期間
- 3) その他必要な事項

フレックス工期制度(試行)の概要

※例として、工期120日間、準備期間15日間、契約締結日 平成28年6月1日、フレックス期間12日の場合

従来の制度

・契約締結の日の翌日から技術者及び現場代理人は専任・常駐

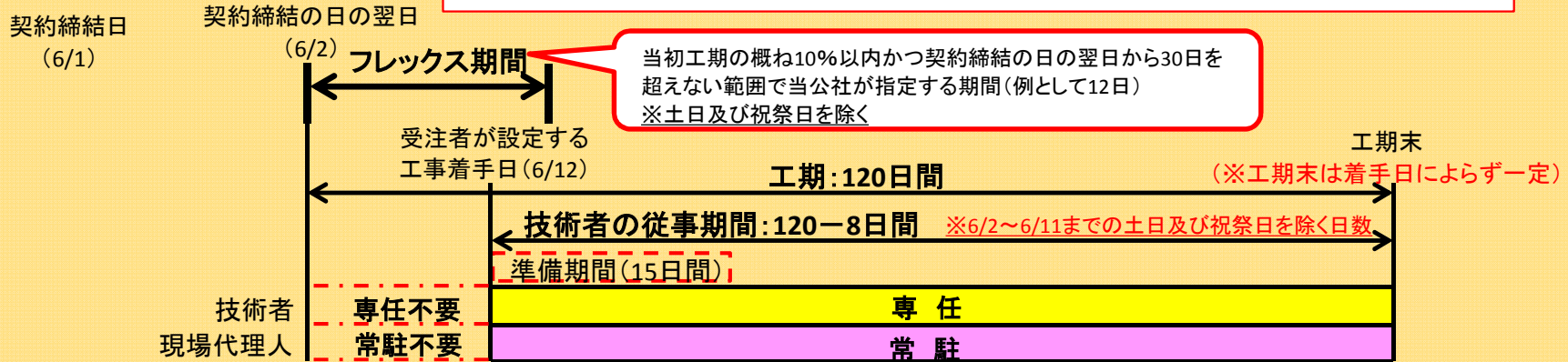


別工事 技術者A 専任

工事着手日(契約締結の日の翌日)に別工事に専任している技術者Aは本工事に配置できない。

フレックス工期制度

・当会社が指定した一定期間(フレックス期間)において、受注者が工事着手日を設定できる。
 ・工事着手日までは技術者及び現場代理人の専任・常駐が不要



当初工期の概ね10%以内かつ契約締結の日の翌日から30日を超えない範囲で当社が指定する期間(例として12日)
 ※土日及び祝祭日を除く

別工事 技術者A 専任

フレックス期間内で受注者が工事着手日を設定できるため、受注者は工事着手日を6/12に設定することで、6/10まで別工事に専任していた技術者Aを本工事に配置できる。

平成 年 月 日

公益財団法人東京都都市づくり公社

理事長 様

住所
受注者 氏名

印

フレックス工期制度が適用される工事着手日通知書

下記工事の着手日は、平成 年 月 日とします。

記

1. 工事番号 東都公 第 号

1. 工事件名

1. 契約番号

1. 契約金額 ¥

1. 契約締結日 平成 年 月 日

1. フレックス期間 契約締結の日の翌日から 日間
(平成 年 月 日から平成 年 月 日まで)

1. 工事着手日 平成 年 月 日